ウ　（調整の範囲）

前項による調整は、確定債権のうち50万円超の部分についてのみ行う。また、弁済率の下方修正は７ポイント以内とし（弁済率の下限値は、46.94％になる。）、この弁済率の下方修正額によって第５回目の弁済額が減額されて弁済を受けられないこととなった確定債権の部分については第５回目の弁済時に免除を受ける。

弁済率の上昇による弁済額の増額の場合、①に定められた免除については、増額相当分についてその効力が遡って消滅する。

⑵　保証債務履行請求権

①　別表９－２「一般更生債権弁済計画表（保証債務履行請求権）」記載の確定債権については、別表９－２の「確定債権額」欄記載の金額から、更生手続開始決定日以降に当該債権者が回収（主債務者からの弁済、当該債権者のために設定された担保権の実行による回収、及びＪＯＩの更生手続による弁済を受けること。）した金額（後記②により決定される弁済率を前提として算出される回収額）を控除した残債権額を確定債権額とみなし、前記⑴を適用する。なお、前記⑴①の免除の効果は、回収行為が終了したときか平成27年３月末日の何れか早く到来したときに生じるものとし、前記⑴を適用する場合において、当該債権者が他の一般更生債権を有している場合には、弁済の対象となる債権を合算した後の債権を基準に行われるものとする。

この場合の弁済時期は、以下のａ又はｂのとおりとする。

ａ　回収行為が平成27年３月末日までに終了した場合は、主債務者に対する回収行為を終了した旨の事実（主債務者に対する債務免除もしくはそれと同視出来る事実）を当該債権者が更生会社に対して通知した直後に到来する⑴③記載の各弁済期に、分割して支払う。但し、既に弁済期が経過していた分割金の未払額がある場合は、その金額を、回収行為終了の通知後最初に到来する弁済期に加算して弁済する。

ｂ　回収行為が平成27年３月末日までに終了していない場合は、⑴③記載の最終弁済期に一括して支払う。

②　ＪＯＩの更生計画においても、一般更生債権の第５回目の弁済額について調整条項があるところ、更生会社に対する債権に関してＪＯＩに保証債務履行請求権を有する債権者、あるいは、その逆に、ＪＯＩに対する債権に関して更生会社に保証債務履行請求権を有する債権者については、回収額が確定せず、上記①の確定債権額が算出出来ない。そこで、管財人は、更生会社とＪＯＩについて予想される調整後の弁済率等に基づいて合理的に推計した結果を以て、当該債権者に対する確定債権額とすることが出来る。但し、平成27年４月末日までにその推計方法と額を当該債権者に文書で開示し、開示後２週間以内に当該債権者から推計方法と額を記載した文書による異なる提示があった場合は、裁判所の許可を得て合理的に確定債権額を決定しなければならない。

⑶　敷金返還請求権

別表９－３「一般更生債権弁済計画表（敷金返還請求権）」記載の債権については、別表９－３の「確定債権額」欄記載の債権額から賃貸借契約終了後従前の約定に従って精算すべき額（但し、会社更生法第48条第３項の定めにより共益債権となるべき部分に当該精算すべき額を充当した結果、なお精算されない額に限る。）を控除した額について、前記⑴を適用する。なお、前記⑴①の免除の効果は、賃貸借契約終了後の精算の完了時か更生計画認可決定時の何れか遅いときに生じるものとし、前記⑴を適用する場合において、当該債権者が他の一般更生債権を有している場合には、弁済の対象となる債権を合算した後の債権を基準に行われるものとする。但し、確定債権の50万円以下の部分に対する弁済については、前記⑴③により定められている全５回の弁済日のうち、賃貸借契約終了後の精算が完了した後に最初に到来する弁済日に弁済するものとし、50万円超の部分に対する弁済については、賃貸借契約終了後の精算が完了した後に最初に到来する弁済日から第５回目の弁済予定日までの弁済回数で分割して、各弁済日に弁済する。また、平成27年７月１日以降に賃貸借契約終了後の精算が完了した場合には、前記⑴の権利変更を適用し、弁済条件については従前の約定に従うものとする。

⑷　ホテル保証金・ゴルフ保証金

別表９－４「一般更生債権弁済計画表（ホテル保証金・ゴルフ保証金）」記載の債権については、別表９－４の「確定債権額」欄記載の債権額から施設利用契約終了後従前の約定に従って精算すべき額を控除した確定額について、前記⑴を適用する。なお、前記⑴①の免除の効果は、施設利用契約終了後の精算の完了時か更生計画認可決定時の何れか遅いときに生じるものとし、前記⑴を適用する場合において、当該債権者がホテル保証金債権及びゴルフ保証金債権を共に有している場合、又は他の一般更生債権を有している場合には、弁済の対象となる債権を合算した後の債権を基準に行われるものとする。但し、平成23年１月以降、平成27年６月末日までの間に施設利用契約終了後の精算が完了した場合には、

ａ　確定債権の50万円以下の部分について、前記⑴③により定められている全５回の弁済日のうち、施設利用契約終了後の精算が完了した後に最初に到来する弁済日に弁済する。

ｂ　確定債権の50万円超の部分について、施設利用契約終了後の精算が完了した後に最初に到来する弁済日から第５回目の弁済予定日までの弁済回数で分割して、各弁済日に弁済する。

また、平成27年７月１日以降に施設利用契約終了後の精算が完了した場合には、前記⑴の権利変更を適用し、弁済条件については従前の約定に従うものとする。

⑸　変更更生債権

本章第１節２⑵③又は同節３⑵⑤の定めにより変更更生債権となる一般更生債権については、当該売却代金全額を受領した日から１ケ月以内に変更更生債権の全額を一括して弁済する。但し、変更更生債権に対して、本節２⑴乃至⑷の定めによる既払いの弁済額がある場合には、同額を控除した残額を一括して弁済するものとする。

第４節　権利の変更及び弁済に関するその他の事項

１　弁済の場所等

更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本店所在地において行う。

債権者が銀行口座等への振込を求めたときはその指定に従い、振込費用は更生会社の負担とする。

更生会社が源泉徴収又は特別徴収をすべき場合には、該当源泉徴収等をした上で、残額を弁済する。

２　放棄・取下げ債権の取扱

更生計画案提出日以降、更生担保権・更生債権の放棄又は取下げがなされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、残債権額を基準として行う。